法人税 ｜ 従業員から委任を受けた者への給与支払いに係る損金算入

2026年10月

■ 文書

ダナン市税務局は、2026年8月13日付で、従業員から委任を受けた者への給与支払いに係る法人所得税上の損金算入に関するオフィシャルレター 7289/DAN-QLDN2を発行しました。

■ ポイント

企業は、従業員に対して給与を直接、全額かつ期限どおりに支払う責任を負います。ただし、従業員が直接給与を受け取ることができない場合、2019年労働法第94条第1項の規定に従い、従業員から適法な委任を受けた者に給与を支払うことができます。この委任は、2015年民法の規定に従い、その内容および方式が適法である必要があります。

当該給与・賃金については、政令DECREE 320/2025/ND-CP第9条に定める要件を満たし、かつ、第10条に定める損金不算入項目に該当しない場合、法人税の課税所得の計算上、損金として算入することができます。

■ お問合せ

✓ ベトナム進出支援　✓ 月次記帳　✓ 税務申告　✓ ライセンス　✓ ビザ　✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.　設立：2009年（クライアント数300社以上）

➤ ハノイ事務所

➤ ホーチミン事務所　TEL：028-3914-7725

➤ ウェブサイト　http://www.nacglobal.net/contact/

➤ Email　vn@nacglobal.net

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。

© 2026 NAC (Vietnam) Co., Ltd.